

## 第2 児童相談業務

### 1 業務の概要

#### (1) 目的

児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として設置された行政機関である。（児童福祉法第12条）

また、児童相談所は、相談援助活動を通じて、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき、次の業務を行っている。

ア 市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う。（市町村援助）

イ 家庭や学校などの関係機関等から、子どもに関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とする相談を受け、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて社会学的、医学的、心理学的、教育学的などの専門的な角度から調査、判定を行う。この調査、判定に基づき総合診断のうえ援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用して一貫した子どもの援助を行う。（相談）

ウ 必要に応じて子どもを一時保護し、行動観察や生活指導等を行う。（一時保護）

エ 児童福祉施設への入（通）所、里親等への委託により、子どもの安定した生活や訓練の場を保障するとともに、児童福祉司等による子ども又はその保護者の指導などにより子どもの福祉の増進に努める。（措置）

オ 子どもに対する相談援助活動を行う第一線の機関として、関係機関とのネットワークの構築を推進しながら、地域における児童養育を支援するための啓発や研修活動等を行う。（家庭、地域に対する援助）

#### (2) 相談の受理

ア 児童相談所は満18歳未満の子どもの福祉に関する問題について保護者等から相談を受けるほか、地域住民や関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所から子どもの送致を受け援助活動を行う。

イ 相談の受付については来所や電話を原則としているが、利用者の利便を図って巡回相談を行っている。また、電話による相談援助活動も行っている。

#### (3) 相談の種類

養護相談

保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった子どもの相談、棄児、迷子、虐待を受けた子ども等の相談

保健相談

未熟児、虚弱児、疾患等を有する子どもの相談

障害相談

知的障害、肢体不自由、重症心身障害、自閉症、視聴覚言語発達障害等のある子どもの相談

非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的悪戯、不純異性交遊、

育 成 相 談	窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸引等の子どもの相談 保育所、幼稚園、学校等児童の集団生活における生活行動上の問題（長期欠席、怠学）の相談、子どもの性格（わがまま・反抗・強情・内気・不活発）等についての相談、しつけ、教育、あそびについての相談
その他の相談	里親等の相談

#### (4) 相談援助活動の展開

##### ア 調査・診断・判定

児童相談所が受けた相談については、児童福祉司等により行われる調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、心理療法士等による行動診断をもとに、原則としてこれらの者の協議により総合診断（判定）を行い、個々の子どもに対する援助指針を作成する。

##### イ 援助

前記の援助指針に基づいて児童相談所は子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行う。

##### ウ 業務遂行体制

この業務を遂行するため、相談援助、児童虐待対応、判定指導、一時保護の部門制をとり、各々の専門職員からなる受理会議、判定会議、援助方針会議を行い、子ども、保護者等の援助について検討し、援助指針（方針）を決定して、援助活動を展開していく。

## 2 児童相談所としての沿革

### (1) 西部こども家庭センター（旧 中央児童相談所・広島こども家庭センター）の沿革

年 月 日	内 容
昭和 23 年 4 月 1 日	広島市基町養護施設新生学園の一部を借受けて開所
昭和 23 年 4 月 5 日	相談事務、一時保護業務を開始
昭和 23 年 11 月 11 日	広島市基町 1 番地に移転
昭和 24 年 8 月 1 日	同地に一時保護所移転
昭和 31 年 4 月 25 日	基町 1 番地の県庁舎 4 階に相談判定部移転
昭和 31 年 4 月 26 日	一時保護所は新生学園の一部を借受けて移転
昭和 31 年 10 月 30 日	広島市宝町 352 番地に相談判定部移転
昭和 31 年 11 月 21 日	広島市南観音町 2874 番地の 1718 に一時保護所移転
昭和 39 年 4 月 1 日	広島市宇品町 1356 番地の 3 広島県福祉センターに移転
平成 16 年 7 月 1 日	広島市南区楠那町 5-30 の仮庁舎に移転
平成 17 年 7 月 11 日	広島市南区宇品東四丁目 1-26 に移転 中央児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所を統合し、「広島こども家庭センター」として開設 総務企画課、相談措置課、女性相談課、判定指導課、一時保護課の五課体制
平成 21 年 4 月 1 日	「西部こども家庭センター」に改称
平成 23 年 4 月 1 日	児童虐待対応課を設置し、六課体制
令和 2 年 4 月 1 日	相談援助課、児童虐待対応課、判定指導課を廃止し、相談援助第一課、相談援助第二課を設置し、各課に「初期対応係」、「相談援助係」を設置

(2) 東部こども家庭センター（旧 福山児童相談所・福山こども家庭センター）の沿革

年 月 日	内 容
昭和 23 年 6 月 1 日	御調地方事務所内に開設 名称 広島県立尾道児童相談所
昭和 25 年 7 月 1 日	尾道市栗原町下向山 95 に新築移転
昭和 42 年 4 月 1 日	福山市瀬戸町山北 54 の 1 に新築移転 名称 広島県福山児童相談所 相談課、判定指導課、一時保護課の三課を置く
平成 9 年 2 月 14 日	福山市瀬戸町山北 291-1 に新築移転 「子育て支援プラザ」を設置
平成 9 年 3 月 1 日	一時保護所の機能を緊急保護に限定
平成 9 年 4 月 1 日	一時保護課を廃止し、総務課、相談課、判定指導課の三課体制
平成 15 年 3 月 10 日	一時保護所増築
平成 15 年 4 月 1 日	一時保護課を設置し、四課体制
平成 17 年 7 月 11 日	「福山こども家庭センター」として開設
平成 21 年 4 月 1 日	「東部こども家庭センター」に改称
平成 23 年 4 月 1 日	一時保護所増築 児童虐待対応課を設置し、五課体制
令和 2 年 4 月 1 日	相談援助課、児童虐待対応課、判定指導課を廃止し、相談援助第一課、相談援助第二課を設置し、各課に「初期対応係」、「相談援助係」を設置

(3) 北部こども家庭センター（旧 三次児童相談所・備北こども家庭センター）の沿革

年 月 日	内 容
昭和 23 年 7 月 1 日	双三地方事務所（双三郡三次町 1828 番地の 1）内に開設 名称 広島県立三次児童相談所
昭和 44 年 4 月 30 日	広島県三次合同庁舎内（三次市十日市町 1130 番地の 3）に移転 相談課、判定指導課の二課を置く
平成 17 年 7 月 11 日	「備北こども家庭センター」として開設
平成 21 年 4 月 1 日	「北部こども家庭センター」に改称
令和 2 年 4 月 1 日	相談援助課、判定指導課を廃止し、相談援助第一課、相談援助第二課を設置、二課体制

### 3 相談・措置業務の現状

#### (1) 相談受付の状況

##### ア 相談受付状況（資料別表1・2）

令和4年度の広島県のこども家庭センターにおける相談受付件数は5,797件である。最近10年間の相談受付件数の推移は、第1表のとおりである。

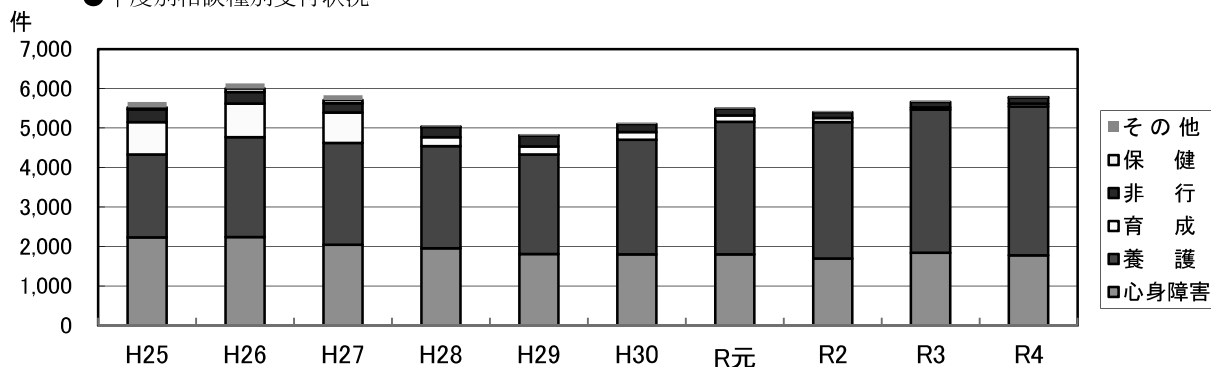
相談種別ごとの状況を見ると

- (ア) 心身障害関係相談（障害・保健）は、市町が相談の窓口となったことから減少している。
- (イ) 養護相談は、児童虐待相談の増加により、全体としても増加している。
- (ウ) 育成相談は、減少傾向にあったが、令和4年度は増加している。
- (エ) 非行相談は、減少傾向にあったが、令和4年度は増加している。

第1表 年度別相談種別受付状況（平成25年度～令和4年度）

種別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
心身障害	2,233	2,242	2,044	1,956	1,807	1,802	1,799	1,692	1,841	1,774
養護	2,098	2,524	2,576	2,581	2,527	2,900	3,361	3,461	3,622	3,772
育成	820	855	774	229	197	200	159	104	58	72
非行	320	293	235	265	279	199	170	140	137	152
保健	53	85	81	7	1	0	0	0	0	1
その他	135	129	121	40	35	31	30	38	34	26
計	5,659	6,128	5,831	5,078	4,846	5,132	5,519	5,435	5,692	5,797

●年度別相談種別受付状況



##### イ 経路別受付状況（資料編別表3）

相談の受付経路は、市町等が最も多く、全受付件数の28.9%にあたる1,674件となっている。

次いで、警察等、子どもの養育を直接担っている家庭・親戚の順となっている。

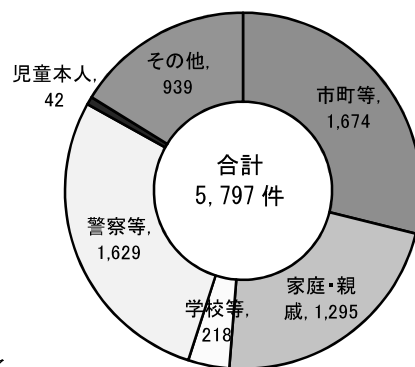
そのほか児童本人からのものが42件ある。

##### ウ 年齢別受付状況（資料編別表4）

相談受付時の年齢分布をみると、概ね次の区分となる。

- (ア) 乳児（0歳）

●経路別受付件数



- (イ) 幼児（1歳から6歳）
- (ウ) 小学生（6歳から12歳）
- (エ) 中学生（12歳から15歳）
- (オ) 高校生他（15歳から18歳以上）

(ア) は、虐待を含め養育困難等の養護相談となっている。

(イ) は、虐待を含め養護相談が6割近くを占めるが、知的障害、発達障害及び言語発達障害等の心身障害児の相談も多い。

(ウ) は、虐待を含め養護相談が半数前後を占めるが、就学直後及び勉強の躓きが目立つ中高学年に知的障害・発達障害相談も多い。また、教室内で落ち着きがないなどの性格行動相談が他の年代に比べ増えてくる。

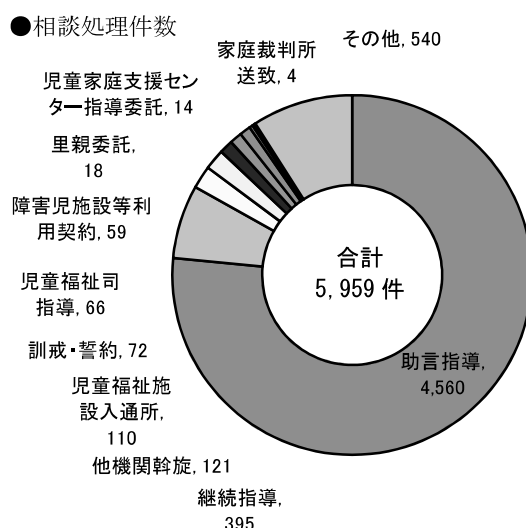
(エ) は、非行相談・不登校相談が他の年代に比べ多い。また、知的障害児の進学相談、中卒後の進路に関する相談等で知的障害相談も多く、また、性格行動相談が小学生に引き続き多い。

(オ) は、虐待を含め養護相談が半数を占め、このほか知的障害児のその後の進路に関する相談で知的障害相談が多い。

## (2) 処理の状況（資料編別表 10）

令和4年度の相談処理件数は、5,959件であり、その具体的処理内容を見ると、1～2回の面接、指導、判定で終結する助言指導が全体の76.5%にあたる4,560件と最も多く、続いて継続指導、他機関斡旋、児童福祉施設入通所、訓戒・誓約の順となっている。

また、子どもや家庭へ継続的に関わる継続指導と児童福祉司指導の合計は、461件となっている。



## (3) 相談種別受付及び処理の状況

### ア 養護相談

#### (ア) 相談受付件数（資料編別表 1・2）

令和4年度の相談受付件数は、3,772件であり、これは全相談受付件数の65.1%にあたる。

#### (イ) 年齢別受付状況（資料編別表 4）

年齢が幼いほど養護相談が多い傾向があり、これは泣き声通告や面前DVなど地域や警察などからの通報等による虐待相談の増加が一因となっていると思われる。

#### (ウ) 相談処理状況（資料編別表 10）

児童福祉施設へ入所措置したものが110件、里親委託したものが18件、児童福祉司指導・継続指導は、461件となっている。

#### (エ) 理由別処理状況（資料編別表 11）

第2表のとおり、親の死亡、傷病など避けがたい要因によるものが26件、家庭環境など家庭的要因によるものが3,530件となっている。このうち、虐待は3,131件となっている。

第2表 養護相談理由別処理件数（令和4年度）

理由別	家出 (失踪 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院 含む)	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
合計	4	1	1	25	3,131	394	410	3,966

(オ) 児童虐待の相談処理状況

a 虐待相談処理件数の動向（第3表、資料編別表12の1）

広島市を含めた県内の児童虐待に関する相談件数の推移は、平成5年度に27件、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）が施行された平成12年度には404件、令和4年度には5,454件となり、平成12年度と比較すれば約13.5倍となっている。

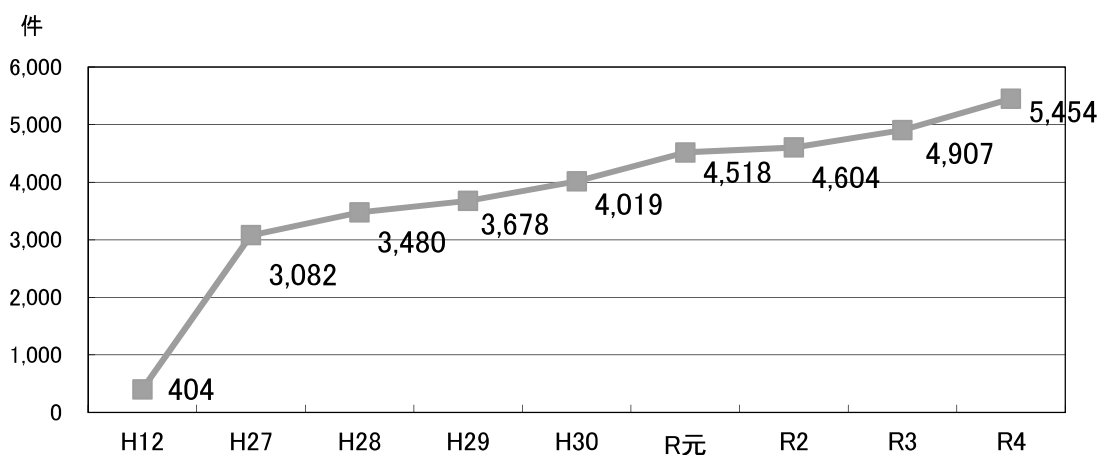
こうした急激な増加の背景には（1）法制度の整備（児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正）、（2）子どもへの人権擁護意識の高揚、（3）関係機関との会議開催や研修実施による連携強化、（4）普及啓発、マスメディアによる報道の効果、（5）家庭や地域における子育て環境の変化、（6）児童虐待への対応を中心とした危機管理体制の整備等が挙げられる。

第3表 虐待相談処理件数の推移

（単位：件）

	H5	H12	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
県センター	21	267	1,890	2,066	2,053	2,243	2,787	2,868	2,956	3,131
広島市	6	137	1,192	1,414	1,625	1,776	1,731	1,736	1,951	2,323
全 県	27	404	3,082	3,480	3,678	4,019	4,518	4,604	4,907	5,454
全 国	1,611	17,725	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659	219,170

●虐待相談処理件数の推移【全県分】

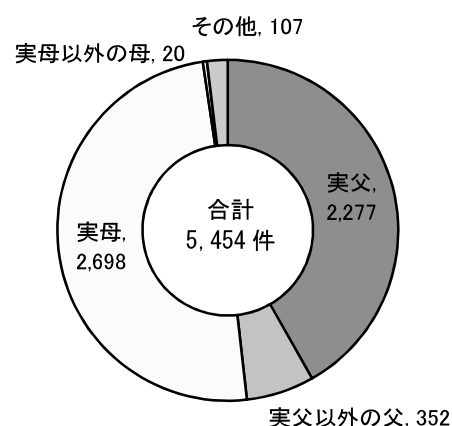


b 主な虐待者の状況（資料編別表 12 の 2）

主な虐待者は、実母が 49.5%と最も高く、このことは、子どもにとって最も身近で信頼関係が必要な母親から虐待を受けているという点で、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響が懸念されると同時に、子育て支援活動の必要性を示している。

実父も 41.7%と高い。近年は、夫婦喧嘩を子どもの目の前で行う心理的虐待（面前 DV）の通告が増えている。虐待者として、DV 加害者である事が多い実父の割合が急増している。

● 主な虐待者の状況



c 虐待相談の経路状況（資料編別表 12 の 3）

虐待相談の経路は、割合順に警察等 41.1%、市町 14.3%、学校等 11.1%、近隣知人 9.7%となっている。

警察からは子どもの目の前で行われる DV 事案による心理的虐待通告が近年大幅に増加している。

近隣からの通告も高水準で推移しており、児童虐待に対する意識が地域に浸透しつつあると考えられる。

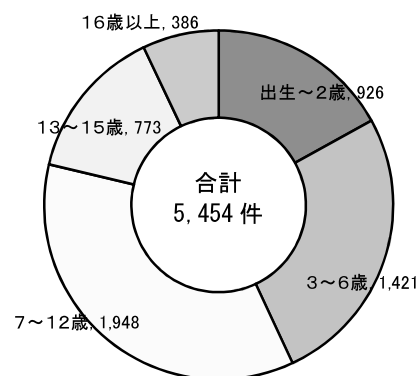
d 被虐待児の年齢別状況（資料編別表 12 の 4）

被虐待児の年齢別状況は、6歳以下の児童に関する相談割合が最も多く、令和4年度では 43.0%と半数近くを占めている。

年齢別の割合は、2歳以下が 17.0%、3歳～6歳が 26.1%、7歳～12歳が 35.7%、13歳以上が 21.3%である。

3歳未満児は、自ら危険回避が困難であり所属集団がない場合も多いことから、早期発見による迅速な対応が必要である。

● 被虐待児の年齢別状況



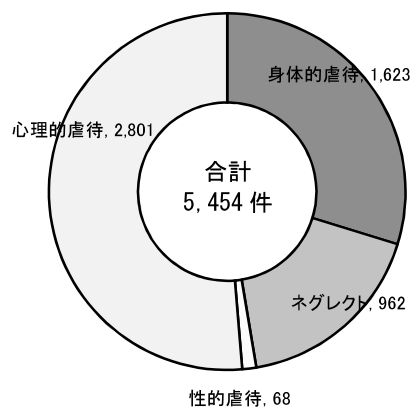
就学前児童の相談が多いのは、3歳から就学前の児童は、何事も自分でしたがる自我の芽生えの第1反抗期であり、子どもの発達過程から、親とのトラブルを起こし易いことも要因と考えられる。

e 虐待種別の状況（資料編別表 12 の 4）

虐待種別は、令和 4 年度では心理的虐待が 51.4%で最も多く、次いで身体的虐待が 29.8%を占めている。

平成 26 年度から心理的虐待が身体的虐待を抜いているが、これは、DV 事案による心理的虐待通告が増加したことが要因と考えられる。

●虐待種別の状況



f 虐待相談の指導内容等（県計）

令和 4 年度の県分の指導内容は第 4 表のとおりである。虐待相談への対応には期間を要する場合も多く、2,934 件の受付に対し、年度内で 3,131 件の処理となっている。その内容は施設入所が 62 件で 2.0%、面接指導や児童福祉司指導の在宅指導が 3,032 件で 96.8%である。

また、これらの処理にあたり、立入調査や家庭裁判所への施設入所承認請求等を行った状況は第 5 表から第 8 表のとおりである。



## イ 障害関係相談

### (ア) 相談受付件数（資料編別表 1）

障害に関する相談は、概ね減少の傾向であり、令和 4 年度は全相談 5,797 件の中で 1,774 件と 30.6%を占めている。

年次別に見ると、別表 1 にはないが平成 15 年度以降、措置から「支援費制度」への移行により、市町が相談窓口になったことから顕著な減少となった。

また、平成 17 年度の児童福祉法改正により、児童相談の市町の役割が明確化され、平成 21 年度に 1 歳 6 か月児精神発達精密健康診査及び事後指導事業、3 歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業を市町が実施することになったことや発達障害相談関係の社会資源の充実等から、言語発達障害相談・発達障害相談（平成 25 年度まで自閉症相談）を中心に減少となっている。

### (イ) 年齢別受付状況（資料編別表 4）

相談種別ごとの年齢別受付状況をみると、肢体不自由相談は、年齢に関わらず肢体不自由児施設への入所・利用契約がほとんどである。

視聴覚障害相談は、平成 24 年度制度改正により通所サービスの実施主体が市町へ移行したことから通園に係る相談がなくなり、令和 4 年度は 0 件である。

言語発達障害相談は、幼児期から小学生の層に集中している。

重症心身障害相談は、平成 24 年度制度改正により 18 歳以上の施設入所者は障害者自立支援法で対応することになった。

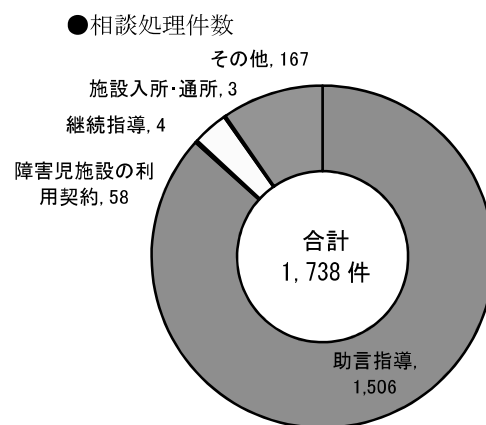
知的障害相談は、療育手帳の対象となる 1 歳から 17 歳までの年齢層にわたっている。中でも就学前の 3 歳から 7 歳、中学進学前～高校進学後の 10 歳から 17 歳が特に多く、進路に関わる相談が多い。

発達障害相談は、5 歳から 18 歳の幅広い年齢層にわたっている。

### (ウ) 相談処理状況（資料編別表 10）

助言指導が 1,506 件で全体の 86.7%と最も多い。次に障害児施設等への利用契約が 58 件で全体の 3.3%である。

継続指導は 4 件、児童福祉施設への入所措置は 3 件、他機関斡旋は 0 件、その他は、療育手帳・証明書の交付等である。



ウ 非行相談

(ア) 相談受付件数（資料編別表 1）

令和 4 年度の相談受付件数は 152 件であり、前年度比 10.9%の増となっている。

(イ) 年齢別受付状況（資料編別表 4）

10 歳から 14 歳の相談が多く、99 件と 65.1%を占めている。

ぐ犯行為等相談は、13 歳及び 14 歳が多く、7 歳から 17 歳までの年齢層にわたっている。

触法行為等相談は、10 歳から 14 歳が中心となっており、その中でも 13 歳が最も多く、15 歳以上の相談は少ない。これは 14 歳以上で罪を犯した少年は、少年法により家庭裁判所・検察庁へ送致されるためである。

第 4 表 非行相談年齢別受付相談（令和 4 年度）

年齢	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	計
ぐ犯行為	0	1	2	0	0	3	7	9	9	5	4	3	0	43
触法行為	0	8	7	11	9	12	18	19	13	7	4	1	0	109
計	0	9	9	11	9	15	25	28	22	12	8	4	0	152

(ウ) 非行相談の内容

a ぐ犯行為等相談

令和 4 年度は 43 件の相談があった。内容は、家出と性的非行がそれぞれ 12 件（27.9%）と最も多く、次いで家庭内暴力となっている。

男女の比率は男子が多い。性別の非行内容は、男子は性的非行が、女子は家出が多い。

なお、こうした問題行動は一つだけでなく、いくつか重複していることが多く、虐待との関連がうかがえるものもある。

第 5 表 ぐ犯行為等相談の内容件数（令和 4 年度）

内容	家出	徘徊	乱暴破壊	性的非行	金銭持出し	窃盗	不良交友等	家庭内暴力	その他	計
男	3	0	2	9	3	1	0	6	1	25
女	9	2	0	3	0	2	1	0	1	18
計	12	2	2	12	3	3	1	6	2	43

b 触法行為等相談

令和 4 年度は前年度比 3.8%増の 109 件の通告、相談があった。内容は、万引き、バイク盗、侵入盗といった窃盗が 43 件と最も多く、39.4%を占めている。男女の比率は男子が 83.5%と圧倒的に多い。

昨年度に比べ男子は 3 件増、女子は 1 件増となっている。

内容では、窃盗が同数、恐喝が 2 件減、放火・弄火が 4 件減、暴行・傷害が 3 件減、乱暴破壊が 2 件減、性的非行が 1 件増となった。

こうした問題行動も一過性非行といった軽微なものは少なく、継続的指導を要するものが増加しつつある。

第6表 触法行為等相談の内容件数（令和4年度）

内容	窃盗	恐喝	放火・弄火	暴行・傷害	乱暴破壊	性的非行	その他	計
男	33	1	2	17	2	16	20	91
女	10	0	0	1	1	1	5	18
計	43	1	2	18	3	17	25	109

(エ) 相談処理状況（資料編別表 10）

助言による指導等で処理したものは、助言指導（26 件）と訓戒・誓約（69 件）を併せ 95 件で 59.7%となっている。しかし、非行性が進んでいる場合、発達障害の疑いがある子どもの場合、家族関係、養育環境等の調整を要する場合は、継続指導や児童福祉司指導の処遇をとり、在宅での指導を継続して行っている。その件数は 36 件で、22.6%を占める。

また、在宅指導が困難なものについては児童自立支援施設等への施設入所措置を行っており、その件数は 10 件、家庭裁判所の審判に付することが適当と家庭裁判所送致を行ったものが4件ある。

エ 育成相談

(ア) 相談受付件数（資料編別表 1）

令和4年度の相談件数は72件であり、これは全相談件数の1.2%にあたる。

(イ) 年齢別受付件数（資料編別表 4）

性格行動相談は、4歳から17歳までの比較的広い年齢層で相談が多い。不登校相談は8歳以上の小学校中学年から中学生の年齢の相談が多くなっている。しつけ相談はその内容からして0歳から6歳年齢層が主な相談となっている。

(ウ) 相談処理状況（資料編別表 10）

助言指導の処理が51件と最も多く、次いで継続指導14件となっている。

(4) 措置中の処遇

ア 調査・診断・指導の状況

児童福祉施設等への措置中の子どもの家庭復帰や自立を促進するため、各種調査・診断を行い、指導の参考にしている。

また、施設・里親・保護者及び関係機関との連携を深めることにより、児童処遇の向上や家庭環境の調整に努めている。

イ 中学校卒業後の進路状況

児童養護施設等へ措置中の子どもで、令和4年度に中学校を卒業した子どもは49人である。このうち、高校等へ進学した子どもは49人で、進学率は100.0%である。

第7表-1 中学校卒業後の進路状況（令和5年3月1日に在籍した児童の4月1日現在の状況）

区 分	高 校			各種 学校	特別 支援 学校	高 等 技 術 専 門 校	就 職	他施 設へ 入所	未 定	計
	全日制	定時制	通信制							
児童養護施設	措置継続	32	1	0	0	0	0	0	0	19
	措置解除	1	0	0	0	0	0	0	0	1
里親委託等	措置継続	5	0	1	0	0	0	0	0	6
	措置解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童心理 治療施設	措置継続	3	0	0	0	1	0	0	0	4
	措置解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童自立支援施設	措置継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	措置解除	4	0	0	0	0	1	0	0	5
合 計	措置継続	40	1	1	0	1	0	0	0	43
	措置解除	5	0	0	0	0	1	0	0	6
	計	45	1	1	0	1	1	0	0	49

第7表-2 高校卒業後の進路状況（令和5年3月1日に在籍した児童の4月1日現在の状況）

区 分	大学	短期 大学	各種 学校	高等技術 専門校	就 職	他施設 へ入所	未 定	計
児童養護施設	1	1	4	2	13	1	3	25
里親委託等	0	0	0	0	0	1	0	1
児童心理治療 施設	0	0	0	0	0	1	0	1
合 計	1	1	4	2	13	3	3	27

## 4 判定業務

### (1) 判定実施状況（資料編別表 14）

医学診断指導は 371 件で、うち児童が 131 件、保護者が 169 件、その他（学校・施設関係者等）が 71 件である。診察指導の内容は、問題行動のある子ども等への診断、保護者への助言指導及び療育手帳新規交付にかかる診断等である。

心理診断指導は 2,902 件である。児童については 2,377 件実施し、その内訳は面接・観察・指導が 1,745 件、知能検査が 243 件、発達検査が 92 件、人格検査が 123 件となっている。

面接・観察・指導とは、児童心理司が行った面接、遊戯療法室等において行った行動観察、これらの結果に基づく指導等である。知能検査は主として知能発達の程度、知能構造等を理解するために、発達検査は主として就学前の幼児の発達状況、人格検査は被虐待児、非行関係及び不登校児童等の人格、行動の特性等を理解するために実施している。

保護者に対する心理診断指導は 352 件となっており、家族支援として保護者に対応することが増えている。

### (2) 心理療法・カウンセリング実施状況（資料編別表 14）

精神科医師、児童心理司が中心に行った心理療法・カウンセリングの実施状況は 17,531 件である。その内訳をみると児童が 3,376 件、保護者が 5,487 件、その他（学校・施設関係者、地域の支援関係者等）が 8,668 件となっている。

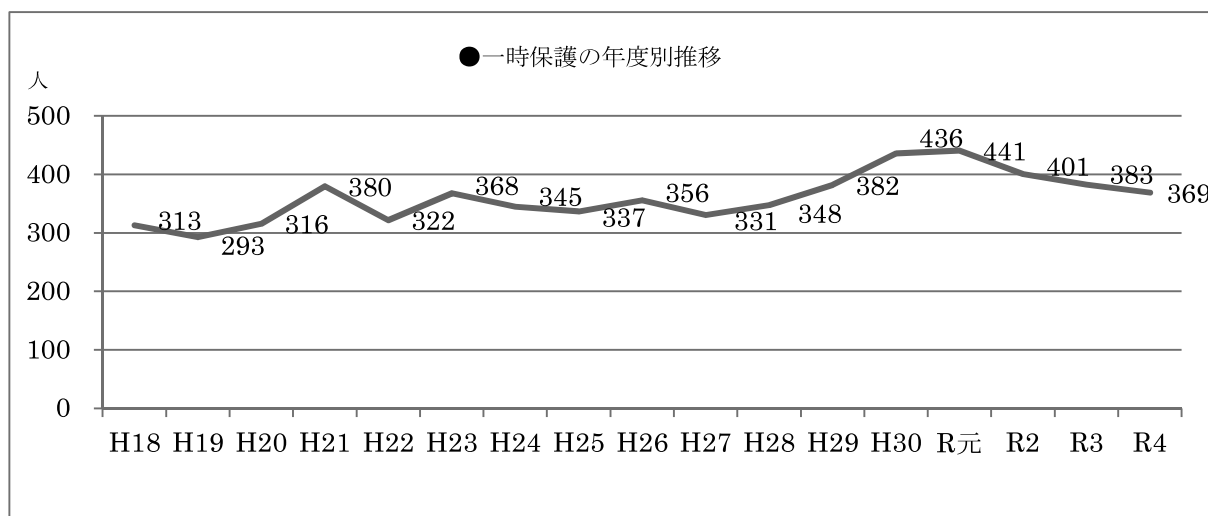
### (3) 療育手帳・各種証明書等発行に係る判定状況（資料編別表 17）

障害者サービスの利用制度が充実し、障害者総合支援法における障害支援区分認定を経てサービスを利用する制度ができているが、特別支援教育、税金の控除、各種手当申請、公共交通機関の運賃割引、重度心身障害者医療費助成、就労支援等の利用のために、療育手帳の取得希望は増え、療育手帳に係る判定件数は 1,509 件と多く、心身障害児に対する療育手帳等判定状況は計 1,562 件となっている。

## 5 一時保護業務

### (1) 一時保護所の入所状況（資料編別表 18）

令和4年度は369人（前年度からの繰入を含む。）の児童を保護した。前年度比3.7%減となっている。



### (2) 相談種別一時保護状況（資料編別表 19）

令和4年度は養護ケースの一時保護が全体の92.2%であり、そのうち55.1%を虐待が占めている。

## 6 家族療法事業

こども家庭センターで指導を開始したケース及び措置を開始した児童のうち、問題行動が生じているなど援助が必要なケースに対して、家族の養育機能の再生・強化及び児童の問題行動の改善に向けた取り組みを総合的に実施している。

### (1) 保護者支援プログラム事業

育児不安や養育困難を抱える保護者に対して、ペアレントトレーニング等の技法を用いて、養育者の子どもへの関わり方のスキル向上や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や不適切な行動の改善を目指す支援を行うことにより、育児不安の解消や児童虐待の発生及び重度化を防止することを目的としている。

第8表 保護者支援プログラム事業の実施状況（令和4年度）

機関別	実施回数	参加人員	内 容
西 部	126 回	27 人 (延べ 137 人)	ペアレントトレーニング 性加害児の保護者向け心理教育 AF-CBT PCIT
東 部	58 回	21 人 (延べ 79 人)	CARE、ピュベル 精研式ペアレントトレーニング 保護者向け性加害再発防止プログラム 保護者向け性被害に関する心理教育 保護者グループワーク
北 部	24 回	8 人 (延べ 45 人)	市町主催のペアレントトレーニング支援 個別に希望者へのペアレントトレーニング

(2) 児童支援プログラム事業

被虐待児及び家庭内暴力や学校不適応等の問題行動を抱えている児童に対して、様々な活動を通じて、親子関係の改善及び児童の自主性、社会性の向上を図ることによって、問題の解決を促進することを目的とする。

第9表 児童支援プログラム事業の実施状況（令和4年度）

機関別	内 容	参 加 状 況		
		実施回数	参加延人員	平均参加人数
西 部	性暴力・被害や感情調節に関する心理教育、 プレイセラピー、箱庭など	93	169	1.8
	コラージュ	6	58	9.6
東 部	親子遊び、ミュージックケア、性問題行動再発 防止プログラム、性被害児への心理教育	87	88	1
北 部	性教育、アンガーマネジメント等	8	8	1

(3) 派遣ボランティア訪問援助事業

登録した派遣ボランティアを対象家庭に派遣し、児童福祉司等による指導の下、必要な援助活動を行わせる。

第10表 派遣ボランティア訪問援助事業実施状況（令和4年度）

機関別	派遣ボランティア登録者数	対象児童数	訪問回数	活動結果の状況
西部	5名 (男 0名) (女 5名)	320名 (男 172名) (女 148名)	51回	描画、工作などを通じたふれあい活動
東部	0名 (男 0名) (女 0名)	0名 (男 0名) (女 0名)	0回	-

(4) 児童養護施設等入所児童心理療法事業

児童養護施設等入所児童のうち、さまざまな問題を改善するために、入所児童や施設職員に対して、通所指導や研修を行う。

第11表 児童養護施設等入所児童心理療法事業実施状況（令和4年度）

機関別	事業項目	内容	実績
西部	心理アセスメント	施設から依頼のあった児童に対し、心理検査、行動観察を実施し、アセスメントの結果を報告し、処遇について協議した	・実施児童数 31名
	児童支援プログラム	医監による診療	・実施児童数 36名 ・施設職員 44名 ・里父母 34名
		児童心理司による心理療法	・実施児童数 188名 ・施設職員等 210名 ・保護者 32名
	ケースカンファレンス	児童養護施設等への訪問又は来所により、施設職員とケース検討を行い、処遇について協議した	・施設職員等 5名
	ペアレントトレーニング	施設職員に対しペアレントトレーニング（CARE）を実施した	・施設職員 22名
	施設職員研修	児童養護施設等職員研修 「愛着とトラウマの理解に関する研修」 児童養護施設等心理療法担当職員研修 性問題行動の理解と対応研修	「子どもと養育者の理解を深める-アタッチメントとトラウマを中心に」 講師 花園大学社会福祉学部 久保 樹里 参加人数 39名



機関別	事業項目	内 容	実 績
			「プレイセラピーの基礎」 講師 山王教育研究所 弘中 正美 参加人数 34名
			「性問題行動への理解と対応」 講師 さいたま子どものこころクリ ニック 星野 崇啓 参加人数 30名
		養育者支援プログラム研修	「CARE の実際～子と大人の絆を深め るプログラム～」 講師 オガタ心理臨床サービス 緒方 広海 参加人数 18名
東 部	心理アセスメント	心理検査、面接、医監・嘱託医の 診察により児童のアセスメントを 実施した	・心理診断等 44名 ・医学的診断 0名
	児童支援プログラム	医監による診療	・実施児童数 0名
		児童心理司による心理療法カウ ンセリング、箱庭療法、性加害防止 プログラム	・実施児童数 299名 ・保護者数 56名 ・施設職員等 112名
	ケースカンファレン ス	児童養護施設等への訪問又は来所 により、施設職員とケース検討を 行い、処遇について協議した	・支援施設 16施設 ・実施回数 102回
	施設職員研修	東部地区児童養護施設等 職員研修	講義「子どもの権利条約とその実践 ～インターネットと子どもにどう関 わるか」、事例検討 講師：NPO法人未来バリー 福祉 相談室長 山内 幸春 令和4年11月2日 参加人数：41名
		東部地区児童養護施設等 職員研修（訪問）	施設安全、性教育、ペアレントトレ ーニング、CAREワークショップ 、グループアセスメント等 令和4年5月6日～令和5年3月6 日 全21回 施設参加人数：93名
		福祉型障害児入所施設職員研修 （訪問）	令和4年7月20日～令和5年3月30 日 全5回 施設参加人数：57名
		東部地区児童養護施設等 心理療法担当職員研修	講義「愛着とトラウマの問題を抱え る子どものケア」、事例検討 講師：広島大学大学院 人間社会科 学研究科 上手 由香 令和4年10月19日 参加人数：39名

機関別	事業項目	内 容	実 績
北 部	心理アセスメント等	必要に応じて、児童に対し、心理検査を実施した	・実施児童数 4名
	心理療法等	児童心理司によるカウンセリング、心理教育等を実施した	・実施児童数 20名 ・施設職員等 32名
	ケースカンファレンス等	児童養護施設等を訪問し、施設職員とケース検討を行い、児童の処遇について協議した	・参加者数 35名

## 7 巡回相談

東部こども家庭センターでは、一部市町を対象に定期的に巡回相談を、また5月の児童福祉月間を中心に市町の要望に応じて特別巡回相談を実施している。

令和4年度は、コロナ禍の影響もあり、定期巡回相談・特別巡回相談の利用は0件だったが、必要に応じて、随時訪問して相談を行った。

第12表 巡回相談実施計画（令和4年度）

区 分	機 関 別	実 施 場 所	回 数
定期巡回相談	西 部	-	0回
	東 部	尾道市（因島総合支所）	0回
	北 部	-	0回
特別巡回相談	東 部	神石高原町	0回
		世羅町	0回

## 8 里親委託

### (1) 趣旨

里親委託は、虐待、親の病気、離婚など、様々な事情により家庭での養育ができない子どもを、里親家庭で一定期間養育する制度である。里親制度の充実のため、制度の普及啓発、里親研修の実施により、里親登録の促進に努めている。なお、平成 20 年度から関連する事業として、施設入所児童を家庭に短期外泊させるふれあい里親事業を実施している。

### (2) 里親委託児童数・里親委託率の推移

里親委託率とは、乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム措置児童数に占める里親及びファミリーホーム措置児童数の割合を言う。増加傾向で推移している。

第 13 表－1 里親委託児童数・里親委託率の推移（平成 29 年度～令和 4 年度）

区 分	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
① 里親・ファミリーホーム委託児童数	69	66	69	74	74	72
② 乳児院・児童養護施設等委託児童数	419	387	426	369	342	328
③ 計 ( ①+② )	488	453	495	443	416	400
里親委託率 ( ①/③ )	14.1	14.6	12.7	16.7	17.8	18.0

(3) 里親登録の推移

里親制度推進キャンペーン等により登録促進に努めており、登録・認定里親数は年々増加している。

第13表-2 里親登録の推移（平成29年度～令和4年度）

年度	区分	里親数	内 訳			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
29年度	登録・認定里親	137	129	2	4	45
	児童を委託している里親	55	48	2	4	8
30年度	登録・認定里親	136	126	2	5	47
	児童を委託している里親	53	44	0	5	4
令和元年度	登録・認定里親	137	122	2	6	55
	児童を委託している里親	49	40	0	5	4
2年度	登録・認定里親	155	133	2	6	65
	児童を委託している里親	49	39	0	6	4
3年度	登録・認定里親	189	135	2	8	73
	児童を委託している里親	44	33	0	8	3
4年度	登録・認定里親	175	144	2	7	73
	児童を委託している里親	40	30	0	7	3

※ 複数の里親に登録・認定されている場合があるため、里親数と内訳欄の合計とは一致しない。

(4) 里親研修

平成 21 年度より養育里親、養子縁組里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として養育・養子縁組里親基礎研修、登録前研修及び更新研修を実施している。また、里親制度への理解を深めるため、里親及び里親になることを希望する者等を対象に里親研修会を実施している。

第 14 表 養育里親研修等の実施状況（令和 4 年度）

機関別	研修名	実施日	参加人員
西 部	基礎研修	令和 4 年 5 月 15 日	9
		令和 4 年 9 月 17 日	10
		令和 4 年 12 月 11 日	8
	登録前研修	令和 4 年 5 月 22 日	11
		令和 4 年 9 月 18 日	10
		令和 5 年 1 月 15 日	10
更新研修	令和 5 年 1 月 22 日	22	
東 部	基礎研修	令和 4 年 6 月 5 日	9
		令和 5 年 1 月 28 日	6
	登録前研修	令和 4 年 6 月 26 日	8
		令和 5 年 1 月 29 日	6
	更新研修	—	—
北 部	基礎研修	—	—
	登録前研修	—	—
	更新研修	—	—

第 15 表 里親研修会の実施状況（令和 4 年度）

機関別	実施日	参加人員	内 容
全 体	令和 4 年 12 月 18 日	106	講演「こどもの声から考える社会的養育」 講師 ファミリーホーム野口ホーム 里父母 野口 啓示、野口 婦美子
	令和 5 年 2 月 18 日	106	講演「発達障害の理解と支援」 講師 広島市西部こども療育センター 所長 小児科医師 坪倉 ひふみ
西 部	令和 4 年 12 月 18 日	106	講演「無理をしない里親養育」 講師 ファミリーホーム野口ホーム 里父母 野口 啓示、野口 婦美子
東 部	令和 5 年 2 月 13 日	<午前> 対面 20 人 オンライン 18 人 <午後> 対面 15 人 オンライン 19 人	午前：「ライフストーリーワーク・真実告知 （養育里親編）」 午後：「ライフストーリーワーク・真実告知 （養子縁組里親編）」 講師 立命館大学衣笠総合研究機構 准教授 徳永 祥子

## 9 研修

### (1) 市町福祉保健関係職員及び施設職員等を対象とした研修

市町の福祉保健関係職員や施設職員等を対象として、専門的な援助技術の習得を図り、地域において児童家庭相談に適切に対応できる人材を養成することを目的とした研修を実施している。

第16表 研修の実施状況（令和4年度）

研 修 名	内 容 等	開催日	市町職員 参加者数	施設職員 等 参加者数
要保護児童対策調整機関担当者研修 児童福祉司資格指定講習会	児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修について、厚生労働省が示す基準に基づく研修カリキュラム	令和4年6月 ～12月	45	7
新任・転入職員研修	児童家庭相談の業務に関する基礎的な知識の習得を図る	令和4年6月 ～12月	4	6
婦人相談員等新任者研修	業務の基礎知識と相談技術の習得	4/26	20	2
婦人相談員等専門研修	業務知識等の習得等（2回）	9/2、2/28	49	13
児童養護施設等職員研修 「愛着とトラウマの理解に関する研修」	児童の愛着とトラウマの問題について理解を深め、児童福祉施設等における養育に資することを目的とする	2/1	7	16
性問題行動の理解と対応研修	性問題について心理学的理解を深め、児童養護施設等における安全対策に資することを目的とする	7/25	2	19
児童養護施設等心理療法担当職員研修	心理療法の技術向上研修	3/1	11	3
施設の安全対策研修	児童の安全や安心感の向上を図るため、施設の安全対策について考え、権利擁護の基本を学ぶ	2/27	3	28
メンタルヘルス研修	支援者自身の傷つきや葛藤に対するセルフケア、対処法、コミュニケーションスキル等について学ぶ	4/19	17	14
知的障害者福祉実務担当者説明会	知的障害及び療育手帳等の事務手続き	5/31	23市町 と書面 開催	-
基幹的職員研修 (児童福祉施設等対象)	施設職員の専門性の向上を図ると共に、計画的に人材育成を行う体制を整備できるよう、自立支援計画等の作成及び進捗管理、職員の指導等を行う基幹的職員を養成する	-	-	-
養育者支援プログラム研修 (CARE)	子どもとよりよい関係を築く時に大切な養育のスキルを学ぶ	6/27	-	8

研 修 名	内 容 等	開催日	市町職員 参加者数	施設職員 等 参加者数
東部地区児童養護施設等職員 研修	施設職員の資質向上と児童福祉施設等における養育に資することを目的とする (講義「子どもの権利条約とその実践」・事例検討) 施設職員の資質向上と児童福祉施設等における養育に資することを目的とする (養育スキルの習得、施設安全、性教育等)	11/2	-	9
東部地区児童養護施設等職員 研修 (訪問)		5/6~3/6 全21回	-	93
東部地区福祉型障害児入所施設職員研修 (訪問)		7/10~3/30 全5回	-	57
東部地区児童養護施設等 心理療法担当職員研修	施設心理療法担当職員の資質向上および連携を図る (講義「愛着とトラウマの問題を抱える子どものケア」・事例検討)	10/19	-	13

### (2) 施設見学

関係機関がこども家庭センターへの理解を深め、今後の連携強化を図ることを目的として、施設見学を受け入れている。

第 17 表 施設見学研修の実施状況 (令和 4 年度)

研 修 名	内 容 等	開催日	人数
施設見学	施設見学、業務の紹介 (西部)	計 1 回	計15人

### (3) 関係機関からの要望による啓発研修・講演

民生委員・児童委員協議会や市町の教育委員会等の関係機関が開催する児童虐待の予防等に関する研修に職員を講師として派遣している。

第 18 表 関係機関からの要望による啓発研修・講演状況 (令和 4 年度)

関係機関名	日 数			研修人数		
	西部	東部	北部	西部	東部	北部
児童委員関係						
市町関係	1	6		30	125	
保健・医療関係	2	1		16	150	
学校関係						
保育関係						
教育委員会等関係	5		2	745		119
前記以外の関係機関	10	1		241	50	
計	18	8	2	1,032	325	119

## 10 児童虐待防止等に関するネットワーク体制状況

児童虐待防止には医療・福祉・保健・教育・司法など総合的・組織的な対応が重要な課題である。広島県では地域の関係機関が密接に連携をとり、児童虐待等の予防、早期発見と早期対応、事後ケアなどの体制を構築することを目的として、毎年、広島県児童虐待防止連絡会議を開催している。

また、県内の全市町に要保護児童対策地域協議会が設置され、こども家庭センターは、代表者会議や実務者会議、要支援児童等の個別ケース会議などに参加している。

第19表 広島県児童虐待防止連絡会議開催状況（令和4年度）

会 議 名	開催月日	出席機関数	出席者数
広島県児童虐待防止連絡会議	令和4年11月29日 (オンライン開催)	42	69



## 11 療育手帳制度

### (1) 制度の内容

児童相談所業務として知的障害児に対して一貫した相談指導を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくし、福祉の増進を図ることを目的としている。（知的障害者に対しては、知的障害者更生相談所として交付 ー31～33 ページ）

広島県では障害の程度を最重度㉠、重度A、中度㉡、軽度Bと4段階に区分している。

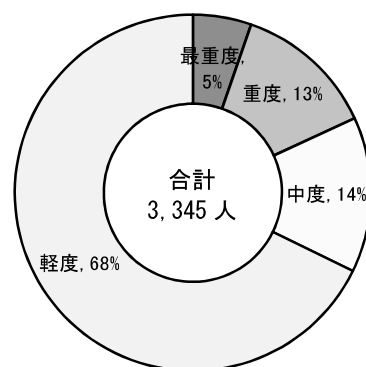
### (2) 令和4年度の交付状況（資料編別表15）

新規交付478件、更新（再判定）877件の療育手帳の交付を行った。

### (3) 療育手帳所持児童数（18歳未満）

令和4年度末における県内（広島市を除く。）の療育手帳所持児童数は、前年度より31人増加して3,345人である。内訳は軽度の子どもの最も多く1,754人、次いで中度が696人、重度が633人、最重度が262人となっている。

●療育手帳所持状況（児童）



### (4) 療育手帳交付件数の年次別推移（資料編別表16）

療育手帳交付件数は、令和4年度は、1,355件であった。平成25年度以降、1,100件から1,400件までの間で推移している。

